

(大分海区漁業調整委員会 あわび類及びびうに類の採捕の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びびうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月四日

大分海区漁業調整委員会会長

小野 眞

一

一 禁止区域

1 あわび類

(一) 別府市地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点A 別府市別府国際観光港第二埠頭南東端に漁業権管理者が設定した点

点イ 基点Aから真方位百三度二十一分三百六十六メートルの点

点ロ 基点Aから真方位百二度三分三百七十七メートルの点

点ハ 基点Aから真方位九十九度五十六分三百六十九メートルの点

点ニ 基点Aから真方位百度五十二分三百五十五メートルの点

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・〇六六分、東経百三十一度四十九・六四二分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・〇六九分、東経百三十一度四十九・六七六分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからハまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・八六七分、東経百三十一度五十四・〇二〇分

点ロ 点ハから真方位六十四度五十二分六十メートルの点

点ハ 北緯三十三度七・七六〇分、東経百三十一度五十三・九五五分

(四) 津久見市大字長目黒島地先の点イと点ロを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 津久見市大字長目黒島北端に漁業権管理者が設定した点

点ロ 点イから真方位百七十三度百四十メートルの点

(五) 津久見市大字保戸島地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

基点A 高甲岩(すずの灯台)

点イ 基点Aから真方位二百三十四度七百八十六メートルの点

点ロ 基点Aから真方位二百二十七度七百七十七メートルの点

点ハ 基点Aから真方位二百二十七度六百七十七メートルの点

点ニ 基点Aから真方位二百三十五度六百八十八メートルの点

(六) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点イ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位八十八度十二・八五メートルの点

点ロ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位八十八度十二・八五メートルの点

点ハ 入津湾口部北側消波堤南端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点

点ニ 入津湾口部北側消波堤北端から真方位二百六十八度二十一・一五メートルの点

(七) 佐伯市蒲江大字森崎浦地先の次に掲げるイからへまで及びイの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点イ 北緯三十二度四十六・三一〇分、東経百三十一度五十三・六一四分

点ロ 北緯三十二度四十六・三一七分、東経百三十一度五十三・六四三分

点ハ 北緯三十二度四十六・二二〇分、東経百三十一度五十三・七四一分

点ニ 北緯三十二度四十六・二一三分、東経百三十一度五十三・七〇七分

点ホ 北緯三十二度四十六・二三四分、東経百三十一度五十三・六二四分

点へ 北緯三十二度四十六・二七八分、東経百三十一度五十三・六二七分

2 うに類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・三二〇分、東経百三十一度四十九・六五六分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・三〇三分、東経百三十一度四十九・六五六分

(二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

点イ 北緯三十三度八・〇〇九分、東経百三十一度五十三・九三八分

点ロ 点イから真方位二百八十三度四十七分五十メートルの点
点ハ 点ニから真方位二百八十三度四十七分五十メートルの点
点ニ 北緯三十三度八・〇七六分、東経百三十一度五十三・九二二分

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで